



宴会場ご利用に際して

ホテルグランヴィア京都では、宴会場又は催事（以下、ご宴会等と称します）のご利用にあたって、下記の規約を定めております。

宴会・催事規約

1 宴会時間と追加室料

宴会場のご使用は、設営から撤去を含め、事前に係員と打ち合わせいただいた時間内で終了されますようお願いいたします。また、宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間（以下、宴会時間と称します）は、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴いたします。

但し、次の宴会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

2 お申込金

宴会場のご予約をいただいた場合、期限を定めて、お申込金を申し受ける場合がございます。お申込金の金額は、ご宴会内容によって当社より提示させていただきます。

3 前受金

当社からご提示いたしましたお見積概算額を、期限を定めてお支払いいただく場合がございます。

4 お支払い

ご宴会等に関する一切の費用（お申込金・前受金をお支払いいただいた場合はその残金）は、ご請求書到着後1ヵ月以内に銀行振込、又は、現金にてお支払いいただきますようお願い申し上げます。

お申込金、前受金に余りが出たときは、ご宴会日から20日以内に精算の上、ご返金申し上げます。

なお、興行等に関しては別途イベント約款を定めております。

5 有料人数の算定

お料理やお飲物などご用意させていただく人数（以下、有料人数と称します）の最終ご注文数は、予定人数の5%以上の変更につきましては7日前正午、5%未満の変更につきましては2日前17時までに担当係員にご連絡ください。上記期限を過ぎてご出席者が有料人数より減少した場合、最終ご注文数の料金をご請求させていただきます。

6 取消料と期日変更料

すでにご予約いただいたご宴会等をお取消になる場合、及び期日を変更される場合は下記の取消料及び変更料を頂戴いたします。

取消料と期日変更料	
・ 119日-90日前	…最新の見積額 10%
・ 89日-60日前	…最新の見積額 20%
・ 59日-30日前	…最新の見積額 30%
・ 29日-20日前	…最新の見積額 50%
・ 19日-10日前	…最新の見積額 70%
・ 9日-3日前	…最新の見積額 80%
・ 2日前-当日	…最新の見積額 100%
※各期間とも手配済商品は実費	

※日数はお申し出の日から起算いたします。

(例)1月15日のご宴会に関して1月7日にお申し出があった場合は9日前となります。

7 装飾、余興などの手配

ご宴会等に関する装飾、装花、音響、照明、余興、音楽、パンケットレセプタント、引出物などにつきましては、ホテル指定の業者をご利用ください。

お客様のご都合で、ホテル指定業者以外の業者をご利用になる場合は、事前にホテル側の了承を得たうえでご手配くださいますようお願いいたします。

8 直接ご依頼の業者に対する指示

ホテルの了承のもとにお客様が直接依頼された業者が行なう宴会等の装飾、余興等の前項に関する搬入、搬出又は看板のサイズ、取付け方法、設置場所は、ホテルの指示に従って行っていただきます。

9 損害賠償

お客様、あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方は、ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷させることのないよう充分ご注意ください。万一ホテルの施設、什器備品等に破損が生じた場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

10 遵守していただく禁止事項

- 次に掲げる各号につきましては、禁止事項となっておりますので、遵守していただきますようお願いいたします。
 - 犬（盲導犬等の補助犬を除く）、猫、鳥類、虫類及び家畜類等の動物を持ち込むこと。
 - 火薬や揮発油等、爆発又は引火し易いものを持ち込むこと。
 - 悪臭を発するものを持ち込むこと。
 - 法令又は公序良俗に反する行為及び他のお客様にご迷惑を及ぼす言動をすること。
 - 備付品を移動すること。
 - ご予約時の使用目的以外に利用すること。
 - その他法令で禁じられている行為をすること。
- お客様または宴会等にご出席のお客様が、次の事由に該当する場合には、宴会等のご利用のお申込はお受けできません。すでに宴会場の仮押さえ、申込みを行っていても、これらの事由に該当することが判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。
 - 暴力団、暴力団員または暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「暴力団等」という）である場合。
 - 暴力団等が実質的に経営権を有する法人、その他の団体である場合。
 - 法人その他の団体で、その代表者、責任者等が暴力団等である場合。

11 解約

ご宴会等をお申込みのお客様又はご宴会等にご出席のお客様が、上記 1～10の規定を順守していただけない場合あるいはそのおそれがある場合、又は当ホテルが別に定める宿泊約款並びに利用規則に規定するもののうち、「指定暴力団、指定暴力団員、指定暴力団関係団体又はその関係者であるとき」など、契約締結の拒否及び禁止事項に関する規定のいずれかに該当する場合は、解約についてこれを準用し、ご宴会等を解約させていただきます。

特に、2にお申込金、3前受金をご請求させていただいた場合に、指定の日までにご入金されない場合は、当社は、前項の場合に準じて、ご宴会等のご予約を解約の上、お取消の場合に準じて算出した取消料相当額のご負担をご請求させていただきます。

また、天災その他、ホテル側の責任に帰することのできない事由により宴会場を使用できない場合、ご宴会等を解約させていただきます。なお、この解約につきましては、解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いはいたしませんので、ご了承ください。

※興行等に関しましては別途イベント約款を定めております。

また、ご結婚披露宴についても別途規約を定めております。

宴会場室料については、「宴会場室料一覧表」をご覧ください。



イベント約款

1 宴会時間と追加室料

宴会場のご使用は、設営から撤去を含め、事前に係員と打ち合せいただいた時間内で終了されますようお願いいたします。また、宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間(以下、宴会時間と称します)は、所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴いたします。

但し、次の宴会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

2 お問い合わせ

宴会予約又は営業部宛にお電話をいただき、お日にちのご指定をお願いいたします。担当のものが空き状況を確認させていただきます。

3 ご予約承り金

ご利用いただく宴会場の室料をお控え室も含めまして、正規料金で算出いたします。更に、当日お食事をお客様にお召し上がりいただく場合は、お食事代としてお客様一人当たり15,000円(税金・サービス料を含みません)でお人数分を算出し、室料に加算いたします。その他、全ての手配物に関わる料金を含めた総額に10%を加えた額をご提示いたします。

この時にご提示する金額をご予約承り金とさせていただきます。

4 ご予約承り金のお支払い

ご予約承り金をご提示させていただいた日から起算して10日以内に全額当ホテルにお支払い(ご入金)ください。**お支払い(ご入金)が確認できた時点で、ご予約受付といたします。**10日以内にお支払い(ご入金)いただけない場合は、予約となりませんのであらかじめご了承くださいませ。

(例) 令和〇年10月1日中にご提示させていただいた場合、
令和同年10月10日18:00時点でお支払い(ご入金)が
確認できない場合は、ご予約をお受けできません。

5 取消料と期日変更料及び追加・変更料

本約款に基づいてお手続きをされた上でご予約いただいたご宴席をお取り消される場合、及び期日を変更される場合は、以下の通りのお取消及び変更料を頂戴いたします。

また、当日の料理数の変更、その他の追加のご注文に関しましてはあらかじめ、その変更あるいは追加に必要な料金を頂戴してから、お受けいたします。

お取り消し又は 期日変更される時間	頂戴する お取消料及び変更料
開催日の121日前 以前	無料
開催日の120日前から90日前まで	ご予約承り金の10%
開催日の89日前から20日前まで	ご予約承り金の30%
開催日の19日前から10日前まで	ご予約承り金の50%
開催日の9日前から前日まで	ご予約承り金の80%
開催当日のお取り消し及び、期日変更	ご予約承り金の100%

※日数はお申し出の日から起算いたします。

(例)1月15日のご宴会に関して1月7日にお申し出があった場合は
9日前となります。

6 返金等

ご宴席終了後、ご請求額が確定した時点でご予約承り金等、前もって頂戴した金額に余りが生じた場合は、余剰額をご返金申し上げます。

また、不足金が発生した場合は別途ご請求させていただきます。お取り扱いの際の手数料等はお客様ご負担となります。あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

7 装備、余興などの手配

ご宴会等に関する装備、装花、音響・照明、余響、音楽、バンケットレセプション、引出物等につきましては、ホテル指定の業者をご利用ください。

お客様のご都合で、ホテル指定業者以外の業者をご利用になる場合は、事前にホテル側の了解を得たうえでご手配くださいますようお願いいたします。

8 直接ご依頼の業者に対する指示

ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行なう宴会等の装飾、余興等の前項に関する搬入・搬出、又は、看板のサイズ、取付け方法、設置場所は、ホテルの指示にしたがって行っていただきます。

9 損害賠償

お客様、あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方は、ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷させることのないよう充分ご注意ください。万一ホテルの施設、什器備品等に破損が生じた場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方に、すみやかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

10 遵守していただく禁止事項

(1) 次に掲げる各号につきましては、禁止事項となっておりますので、遵守していただきますようお願いいたします。

- ①犬(盲導犬等の補助犬を除く)、猫、鳥類、虫類及び家畜類等の動物を持ち込むこと。
- ②火薬や揮発油等、爆発又は引火し易いものを持ち込むこと。
- ③悪臭を発するものを持ち込むこと。
- ④法令又は公序良俗に反する行為及び他のお客様にご迷惑を及ぼす言動をすること。
- ⑤備付品を移動すること。
- ⑥ご予約時の使用目的以外に利用すること。
- ⑦当ホテルが了解する場合を除いて、当ホテルのロゴマークを使用した広告物等を作成すること。
- ⑧料理単価が、お客様へのチケット等販売価格に対して30%未満であること。
- ⑨その他法令で禁じられている行為をすること。

(2) お客様または宴会等にご出席のお客様が、次の事由に該当する場合には、宴会等のご利用のお申込はお受けできません。すでに宴会場の仮押さえ、申込みを行っていても、これらの事由に該当することが判明した場合には、その時点でご利用をお断りします。

- ①暴力団、暴力団員または暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という)である場合。
- ②暴力団等が実質的に経営権を有する法人、その他の団体である場合。
- ③法人その他の団体で、その代表者、責任者等が暴力団等である場合。

11 解約

ご予約を承ったお客様又はそのイベントにご出席のお客様が、上記1～10の規定を遵守していただけない場合あるいはそのおそれがある場合、又は当ホテルが別に定める宿泊約款並びに利用規則に規定するもののうち、「指定、暴力団、指定暴力団員、指定暴力団関係団体又はその関係者であるとき」など、契約締結拒否及び禁止事項に関する規定のいずれかに該当する場合は、解約についてこれを準用し、イベントを解約させていただくことがあります。その場合はお取り消しの場合に準じて算出した取消料相当額をご負担いただきますので、ご了承ください。

また、天災その他、ホテル側の責任に帰することのできない事由により宴会場を使用できない場合、ご宴会等を解約させていただくことがあります。なお、この解約につきましては、解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いはいたしませんので、ご了承ください。